○**農林水産省告示第千五百九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県室戸市佐喜浜町字立花二七六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字立花谷五三一五のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字立花二七六〇の一・字立花谷五三一五のイ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第千五百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村宗ノ上字西路山五七二の一、五七二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西路山五七二の一・五七二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第千五百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村**久**木字上谷口影一〇〇二の三八から一〇〇二の四〇まで、字森ノ鼻東一〇三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上谷口影一〇〇二の三八から一〇〇二の四〇まで・字森ノ鼻東一〇三二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第千五百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里第一四地割字大**久**保二八の一三から二八の一五まで・字天狗木四九の一三・四九の一七・吉里吉里三丁目一四九の九（以上六筆国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　指定理由の消滅

○**九州地方整備局告示第百十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三号	北九州市八幡西区穴生四丁目九番六から同市八幡西区穴生四丁目一〇番八まで	九州地方整備局及び北九州国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年八月五日

国会事項

衆議院

会議

八月三日（水曜日）　午後一時　本会議

参議院

会議

八月三日（水曜日）　午前十一時三十分　本会議

質問主意書提出

八月二日議員から次の質問主意書が提出された。

ビキニ水爆被害の全容解明に関する質問主意書（紙智子提出）（第二号）

米軍北部訓練場のオスプレイヘリパッド建設工事の強行に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三号）

リニア中央新幹線への財政投融資の活用に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第四号）

「障害者」の表記の見直しに関する質問主意書（藤末健三提出）（第五号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○外務大臣臨時代理

同　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　岩城　光英

国家公安委員会委員長河野太郎帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる

同　岩城　光英

内閣府特命担当大臣河野太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当、規制改革担当及び防災担当）事務代理を免ずる（以上七月二十七日）